

地域福祉・生活の援助

民生委員・児童委員

▶ 健康福祉計画課 地域福祉推進係
☎ 5722-9836 FAX 5722-9347

地域で、生活上の問題、家族問題、高齢者福祉・児童福祉など、あらゆる分野の相談に応じ、助言・調査などを行っています。保護や援助が必要なかたがいる場合には、関係行政機関に連絡するなど、区民に一番身近な存在として活動しています。担当の民生委員・児童委員が分からない場合は、お問い合わせください。

生活に困ったとき

▶ 生活福祉課 相談援護係 ☎ 5722-9853
福祉総合課 暮らしの相談係 ☎ 5722-9370
福祉総合課 住まいの相談窓口 ☎ 5722-7237
生活福祉課 FAX 5722-9340
福祉総合課 FAX 5722-9062

●めぐろ 暮らしの相談窓口(暮らしの相談係)

生活や仕事などの不安や困りごとについて、専門の相談員が相談をお受けします。

参照▶ P18

●住まいの相談(住まいの相談窓口)

高齢者、障害のあるかたなど、住宅の確保に特に配慮が必要なかた(住宅確保要配慮者)を対象に、生活支援と一体的に相談支援を行います。

参照▶ P18

●住居確保給付金の支給(暮らしの相談係)

離職や廃業等により住宅を喪失または喪失するおそれのあるかたに、再就職や事業再生に向けた活動を支えるために家賃の費用を有期で給付します(収入や資産などの要件があります)。詳細はお問合せください。

●生活保護相談窓口(相談援護係)

生活保護制度をはじめとする福祉施策の活用や、手続の説明・助言を行います。

参照▶ P18

●応急福祉資金(相談援護係)

災害、病気、入学などで急に必要となったお金がどうしても工面できないときに、審査によりお貸しします。区内に引き続き3カ月以上居住している世帯主で、世帯の収入が一定基準以下であり、貸付金の償還が確実なことなどの条件を満たしているかたが対象です。必要書類など詳細はお問い合わせください。

貸付限度額 1世帯20万円(特定事由は45万円)

ただし、入院費用は90万円)

必要額を確認し、必要最低限の額をお貸しします

返済方法 貸し付けの翌月から40カ月以内(20万円を超え45万円までは60カ月、45万円を超え90万円までは90カ月以内)の分割返済。なお、20万円を超える貸し付けは保証人が必要です

利率 無利子

災害時に備えて

健康福祉計画課 要配慮者支援係
☎ 5722-9689 FAX 5722-9347
福祉総合課 地域ケア推進係

▶ ☎ 5722-9385 FAX 5722-9062
高齢福祉課 在宅事業係

☎ 5722-9839 FAX 5722-9474
障害施策推進課 計画推進係

☎ 5722-9848 FAX 5722-6849

「要配慮者向け防災行動マニュアル」と「防災・救急医療情報キット」を地域包括支援センター(P8~10参照)などで配布しています。



目黒区社会福祉協議会

▶ 総合庁舎別館内
☎ 3719-8909 FAX 3719-8715

目黒区社会福祉協議会は、社会福祉法により「地域福祉の推進役」として位置づけられた社会福祉法人です。住民の皆さんや福祉関係者によって構成され、住民の立場からきめ細かく課題に取り組み、地域福祉の中核として活動を続けています。事業内容はボランティア活動の振興・支援や在宅福祉サービスの実施などのほか、利用者保護の観点から福祉サービスの利用援助などにも取り組んでいます。

●生活福祉資金

☎3711-4995 FAX3719-8715

○福祉資金

低所得世帯や、障害者・療養または介護を要する高齢者のいる世帯へ、目的に合った資金をお貸しします(出産、葬祭費、転宅費、障害者用自動車購入費、住宅改修費、福祉用具購入費、療養費、介護費、災害援護費、生業費、技能習得費、緊急小口資金、その他)。

○教育支援資金

学校教育法に規定する高校、高等専門学校、短期大学、大学、専修学校の授業料や入学に必要な費用をお貸しします。

○総合支援資金

失業などにより、日常生活全般に困難を抱えた世帯の生活再建の際の支援を行います。継続的な相談支援や生活費の一次的な資金の貸し付けにより自立が見込まれる世帯に対して、必要な資金をお貸しします。

○不動産担保型生活資金

現在お住まいの自己所有の不動産(土地・建物)に、将来にわたって住み続けることを希望する低所得の高齢者(65歳以上)に対し、その不動産を担保として生活資金を貸し付ける制度です。

●臨時特例つなぎ資金

住居がない離職者が公的給付・貸付を受けるまでの生活費の貸し付けを行います。

※福祉資金や教育支援資金の貸し付けの際は、お住まいの地域の民生・児童委員と面談を行っていただきます(緊急小口資金を除く)

※各資金とも所得制限があります(障害者世帯を除く)。また、原則、連帯保証人が必要ですが、連帯保証人がいない場合は1.5%の有利子での貸し付けになります(緊急小口資金・教育支援資金・臨時特例つなぎ資金は無利子)

※資金により条件や必要書類が異なりますので、詳細はお問い合わせください

権利擁護・支援など

▶ 目黒区社会福祉協議会

☎ 3719-8909 FAX 3719-8715

●権利擁護センター「めぐろ」(総合庁舎内)

☎5768-3963～4 FAX5768-3965

○日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)

認知症や知的障害・精神障害などにより支援が必要なたに、福祉サービスの利用支援やサービス利用に必要な一連の手続、日常の金銭管理、書類等の預かりなどを有料で実施します。

○成年後見制度の利用支援事業

成年後見制度の利用について相談に応じ、後見人候補者等の紹介や制度に関する情報を提供します。

○保健福祉サービスに関する苦情相談

参照 P19

○権利擁護に関する専門相談

●在宅福祉サービスセンター(総合庁舎別館内)

☎3714-2841 FAX3711-4954

高齢のかたや障害があるかたなどで、日常生活に手助けが必要な区民を対象に、地域のかたの自発的な参加と協力により家事・介護援助サービスなどを有償で提供します。

利用会員と協力会員からなる会員制の組織で、社会福祉協議会職員が相談や連絡調整に当たり、円滑なサービスの提供に努めています。

○サービスの内容

- ①家事援助サービス 1時間 900円
掃除、買い物、洗濯、食事作りなど
- ②介護援助サービス 1時間 1,100円
通院介助、外出介助など
- ③すっきりさせ隊 1時間 1,100円
窓ふき、ベランダ掃除、荷物の整理

※①～③については年会費500円、交通費(実費分)の負担があります

④困りごとお助けサービス 1回500円(30分以内)

電球の交換や軽易な家具の移動などの簡易作業

○申し込み方法

サービスの利用は電話でご相談ください。

協力会員(登録制)として活動するには、センター窓口で登録手続をしてください。

介護援助サービスの活動は、介護職員初任者研修修了者やセンターの研修修了者など専門的な知識や技術が必要です。

○保険制度

協力会員の活動中や活動先への移動途上においての事故については、保険が適用されます。

●めぐろボランティア・区民活動センター

(中目黒2-10-13 中目黒スクエア内)

☎3714-2534 FAX3714-2530

ボランティアをしたいかたやボランティアの支援を必要としているかたの相談に応じます。また、研修会の開催や広報紙の発行、ボランティアやNPOに関する情報や資料の収集・提供、活動支援、ネットワークづくり、機材・場所の提供、車椅子の貸し出し、福祉機器リサイクルのあっせんなど、地域のさまざまなボランティア活動の拠点となっています。

ボランティア活動には、使用済み切手の整理など個人でもグループでもできるもの、趣味や特技を生かしたもの、高齢者や障害があるかたの施設や病院・グループやNPO法人でのボランティア活動などがあります。自分に合った活動条件を登録してください。

開設日時 火～土曜日 8時30分～19時

(祝日・休日・第2木曜日を除く)

●コミュニティ・ソーシャルワーク事業(総合庁舎別館内)

☎5708-5792 FAX3711-4954

年齢を問わず、くらしや地域の中で、どこに相談したらよいか分からない困りごとや身の回りの気になることなどをコミュニティ・ソーシャルワーカー(CSW)がお聞きします。関係機関等との連携を図りながら、地域の中で解決できる手立てを一緒に考えていきます。

また、地域の中で何かをしたいというかたや地域活動に関する情報が知りたいというかたもCSWにお気軽にご相談ください。

戦没者遺族等の援護

▶ 生活福祉課 相談援護係

☎ 5722-9855 FAX 5722-9340

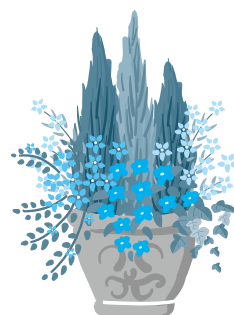
戦没者遺族等に係る特別弔慰金・特別給付金支給事業などについてご案内します。

中国残留邦人等支援給付(相談)

▶ 生活福祉課 相談援護係

☎ 5722-9855 FAX 5722-9340

中国残留邦人などのかたが、生活の安定が図れない場合に「支援給付」を受けることができます。なお、所得等による制限があります。



ひとり親家庭等への医療費助成



子育て支援課 手当・医療係

☎ 5722-9645 FAX 5722-9328

●ひとり親家庭等医療費助成制度

次のいずれかの状態にある児童※とその児童を養育しているかたに、保険医療費の自己負担額の一部または全部を助成します。ただし、所得制限があり、申請手続が必要です。
※児童＝18歳に達した日以降の最初の3月31日まで

(中度以上の障害がある場合は20歳未満)のかた

- ①父母が離婚した児童
 - ②父または母が死亡した児童
 - ③父または母が重度の障害がある児童
 - ④父または母が生死不明である児童
 - ⑤父または母が1年以上拘禁されている児童
 - ⑥父または母に1年以上遺棄されている児童
 - ⑦婚姻によらないで生まれ、父または母から扶養されていない児童
 - ⑧父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- なお、生活保護受給者、施設入所者および里親など、一部対象にならない場合があります。

ひとり親家庭への支援



子ども家庭支援センター ひとり親・生活支援係

☎ 5722-9862 FAX 5722-9684

●東京都母子及び父子福祉資金

20歳未満の子どもを扶養している母子家庭および父子家庭に、入学や修学、技能習得など自立に必要な資金をお貸しします。

利率 無利子または利率年1.0%

申請手続 申請から貸付まで1カ月以上かかりますので余裕をもってご相談ください。

●母子生活支援施設の入所

母子家庭で生活上のさまざまな問題のため、子どもの養育が十分にできないかたが対象です。

なお、所得によって費用負担があります。

●ひとり親家庭ホームヘルプサービス

ひとり親家庭で、就業・職業訓練・求職活動・傷病等の理由により保育が困難な場合に一定期間ホームヘルパーを派遣します。

対象

小学校6年生以下の児童を扶養している区内に住所を有するひとり親家庭の親で次の要件をすべて満たすかた

- ①児童育成手当を受給しているかた
- ②保育所や学童保育クラブ等に通所している、または入所申請を行っているかた

自己負担額 1時間300円(ひと月当たり20時間までの利用および生活保護世帯は無料)

申請手続 申請は利用日の1カ月前までです。申請前にあらかじめご相談ください。傷病事由の場合、要件が異なることがありますので、お問合せください。

利用時間 1時間単位で1日2時間以上8時間以内。月40時間以内。保育所や学童保育クラブ等の開所時間以外

援助内容 お子さんの世話にかかる日常的な家事育児

●自立支援教育訓練給付金

ひとり親の就労を促進するため、雇用保険教育訓練給付金制度の指定教育訓練講座を受講し、修了した時に講座受講料の60%相当額(上限、下限額があります)を支給します。ただし、雇用保険法の教育訓練給付金を受給された方には差額分を支給します。

対象

20歳未満の子どもを扶養している区内に住所を有するひとり親家庭の親で次の要件をすべて満たすかた

- ①児童扶養手当を受給しているか、同様の所得水準にあるかた
- ②就業経験、技能・資格の取得状況等から判断して教育訓練を受講することが就職のために必要であると認められるかた
- ③過去に訓練給付金または類似制度による支援を受給していないかた

申請手続 受講前にあらかじめご相談ください。

●高等職業訓練促進給付金

ひとり親の就業に向けた資格のための修業訓練中における生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にするため、訓練促進給付金を支給します。

対象

20歳未満の子どもを扶養している区内に住所を有するひとり親家庭の親で次の要件をすべて満たすかた

- ①児童扶養手当を受給しているか、同等の所得水準にあるかた
- ②対象となる資格を取得するための養成機関において1年以上(令和5年度現在6カ月以上)の課程を修業し対象資格の取得が見込まれるかた
- ③就業または育児と修業との両立が困難であると認められるかた
- ④過去に訓練給付金または類似制度による支援を受けていないかた
- ⑤当該資格取得により自立が見込めるかた

対象資格

看護師・准看護師・保健師・助産師・理学療法士・作業療法士・歯科衛生士・社会福祉士・介護福祉士・保育士・美容師・理容師・製菓衛生師・調理師他

支給期間 修業期間の全期間(ただし上限4年で子が20歳になる月まで)

支給額

○住民税が非課税のかた 月額10万円
(ただし養成機関における修業期間の最後の12カ月については、月額14万円)

○住民税が課税のかた 月額7万500円
(ただし養成機関における修業期間の最後の12カ月については、月額11万500円)

申請手続 入学試験を申し込む前にあらかじめご相談ください。